

# アスベスト(石綿)

## 要望に対する県・市の回答

日本共産党市議団は7月15日、県・市にアスベスト(石綿)被害防止策を求める申し入れをおこない、県では辻つねお県議も同席しました。

申し入れで要望したことに対する県・市の回答は以下のとおりです。

(回答は原文のまま掲載しています)

要望事項※	県からの回答(8月29日)	市からの回答(9月1日)
<p>県営長寿園アパート3棟(市営基町アパート1棟)以外の公共施設で石綿が使用されていないか、早急に実態調査を行い公表すること。</p>	<p>現在、県が管理する施設の吹付け石綿の使用状況を調査中であり、調査結果の取りまとめが終わり次第、公表する予定です。</p>	<p>現在、市が管理する施設の吹付けアスベストの使用状況を調査中であり、調査結果のとりまとめが終わり次第、公表する予定です。</p>
<p>天井部に石綿が使用されている県営長寿園アパート3棟(市営基町アパート1棟)について</p> <p>全室のアスベスト濃度調査及び室内点検を行うこと。また、健康被害について適切な調査を行うこと。</p>	<p>アスベスト濃度調査は、今年度モニタリング調査を行う予定です。なお、調査箇所数は自治会との協議により決定することとなりますが、平成3年度調査の追跡調査程度と考えています。</p> <p>室内点検については、経年により天井・壁等に隙間が生じている場合は、修繕の申し出を頂きますようお願いいたします。</p> <p>なお、県民を対象とした健康被害については、県健康増進・歯科保健室等で電話相談窓口を設置しております。</p>	<p>アスベストの濃度調査については、平成9年度以降、毎年1回、屋内・屋外の20箇所程度で濃度測定を行っており、今後も定期的に濃度測定を行います。</p> <p>室内点検については、吹付けアスベストが使用されている住戸(平成17年度着手予定の除去工事対象住戸及び空室を除く)について、8月下旬より室内点検に着手します。</p> <p>健康被害については、各区健康長寿課に健康相談窓口を設置して市民の不安解消に努めています。なお、基町アパートの入居者にも広報済みです。</p>
<p>完全除去工事を急ぐと共に、各部屋の実態調査をもとに「囲い込み」などの速やかな応急処置を講ずること。</p>	<p>長寿園住宅では、平成14年度から順次トータルリモデル事業を進めており、この事業で「除去工事」及び「囲い込み工事」を実施しております。</p>	<p>除去工事は、平成17年度から着手する住戸内の全面的改善工事に併せて行い、できるだけ早期に除去します。</p> <p>また、全面的改善工事に未着手の住宅は、室内点検の結果、天井などに隙間が生じている場合は、速やかに応急措置を行います。</p>
<p>除去作業は、万全の飛散防止策をとって行うこと。</p>	<p>除去等の工事は、労働安全衛生法等の関係法令を遵守して行っております。</p>	<p>除去作業については、労働安全衛生法や大気汚染防止法など関係法令を遵守し、万全の飛散防止策をとって、工事を行います。</p>
<p>国に対し、防護策に必要な経費の補助を求めること。</p>	<p>長寿園高層住宅トータルリモデル事業は、国の補助事業として実施しております。</p>	<p>基町第十八号棟(796戸)に使用されている吹付けアスベストは全て除去する予定ですが、多額な費用を要することから、除去に係る経費の財政支援措置について国への要望を行います。</p>
<p>県(市)の対応策を文書にして関係住民に配布し、住民の不安を解消すること。また、地元の要望があれば説明会を行うこと。</p>	<p>長寿園高層住宅トータルリモデル事業は、各自治会に説明して進めておりますが、今後も、適切に各自治会に情報提供を行ってまいります。</p>	<p>アスベストに対する入居者の不安を解消するため、平成17年7月31日に地元自治会長20人に対して、吹付けアスベストの現況や今後の対応策について、説明会を開催したところ です。</p> <p>基町アパートの吹付けアスベストについての説明資料を自治会で回覧していただきました。なお、ご要望のある自治会には説明会を開催することとしています。</p>
<p>担当部局 (問い合わせ先)</p>	<p>土木建築部都市局住宅整備室 電話 511-6718 FAX 223-3551</p>	<p>■市営基町アパートについては 都市計画局住宅整備課 基町住宅整備担当課長 岡崎 (電話 504-2162)</p> <p>■市有建築物については 環境局環境保全課 環境保全課長 後藤 (電話 504-2186)</p>

※要望事項でとりあげた公営住宅は県と市で異なります。市の場合はカッコ内に読み替えてください。

# アスベスト(石綿)に関する問い合わせ・建物解体時の届け出

(広島市ホームページから抜粋)

## ●健康に関する相談

各区の厚生部健康長寿課

中区 504-2528 / 東区 568-7729

南区 250-4108 / 西区 294-6235

安佐南区 831-4942 / 安佐北区 819-0586

安芸区 821-2808 / 佐伯区 943-9731

## ●環境汚染、住環境、除去工事などの相談

市役所環境局環境保全課 504-2187

## ●建築物の調査

### 【市有建築物】

市役所環境局環境保全課 504-2187

### 【民間建築物】

市役所都市計画局建築指導課 504-2288

## ●製造工場等発生源

過去に2工場が稼動していましたが、現在、アスベスト製品の製造工場はありません。

渡辺工業株

中区光南3丁目 平成4年度廃業(現存せず)

株万年パイプ

南区大州4丁目 平成10年度廃業(現存せず)

問い合わせは 市役所環境局環境保全課 504-2187

## ●石綿障害予防規則による建物解体の届け出

今年7月施行の「石綿障害予防規則」により、建築物を解体する場合は、建築物の所有者・管理者がアスベスト使用の有無を調査し、解体作業の方法や費用について配慮しなければなりません。

解体事業者は、アスベストを含む建築物を解体する時は、事前調査や作業計画を届ける義務があります。

建築物所有者・・・アスベスト使用状況を解体事業者へ通知  
解体事業者・・・アスベスト使用事前調査、除去作業の届出

### 【アスベストを含むすべての建築物の届出先】

広島中央労働基準監督署

(中区、東区、南区、西区、安芸区) 082-221-2457

広島北労働基準監督署

(安佐南区、白木町除く安佐北区) 082-812-2115

三次労働基準監督(安佐北区白木町) 0824-62-2104

廿日市労働基準監督署(佐伯区) 0829-32-1155

## ●大気汚染防止法による建物解体の届け出

延べ面積500㎡以上かつアスベスト吹付面積50㎡以上の建築物解体が対象。

問い合わせは 市役所環境局環境保全課 504-2187

# 市民の大切な財産「公の施設」を守って

25,000  
を超える署名添えて

## 指定管理者制度 広島市関連労組連絡会が要望書提出

広島市関連労働組合連絡会は16日、指定管理者制度の導入をめぐる『「公の施設」の公的責任・市民サービスをまもる要望書』を2万5千筆を超える署名簿を添え、秋葉忠利市長と藤田博之市議会議長あてにそれぞれ提出しました。

同制度は、公民館や区民文化センターなど、市がこれまで外郭団体に管理運営を委託してきた1500余の施設について、営利企業や民間団体でも管理運営できるようにするもの。要望書は、①利用者・市民の意見を反映する、②施設運営や事業の公的責任を果たす、③市民サービスを低下させない、④労働者の雇用不安を招かないようにする——ことを求めています。

広島自治労連の川后(せんこう)和幸書記長は、「市民の大切な財産を守ろうと、わずか1か月あまりで2万5千筆もの署名が寄せられた」と署名に託された市民の思いを真しに受け止めるよう要請。提出に同席した党市議団の皆川けいし団長は、「市の外郭団体で不都合があるかどうかの論議は一切ない」と民間開放を推し進める市の姿勢を批判しました。

当局に要請する連絡会の人たちと  
党市議団 16日、広島市役所



市議団メールニュース  
登録者募集しています

市議会会期中の速報や市議団ホームページの更新情報などを配信しています。登録ご希望の方は、市議団ホームページトップの「市議団メールニュース登録募集中」のボタンをクリックして空メールを送信してください。別のメールアドレスに配信を希望される場合は、その旨を明記のうえ送信してください。